

令和2年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	5		府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）			
要望項目名	自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置			
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>企業が自社株式等を対価とした株式取得により、他社事業を取得しようとする場合及び既存子会社株式の買い増しを行う際における、株式譲渡損益に対する課税の繰延べ。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>①M&A に応じた対象会社の法人株主の株式譲渡益に対する課税の繰延べ ②M&A に応じた対象会社の個人株主の譲渡所得等（譲渡所得、事業所得、雑所得）に対する課税の繰延べ</p>			
関係条文	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 地方税法第 23 条第 1 項第 3 号、同法第 72 条の 23 第 1 項、同法 292 条第 1 項 3 号 </div>			
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—)</p> <p>[改正増減収額] — (単位：百万円)</p>			
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>我が国企業の「稼ぐ力」は改善傾向にあるものの、欧米企業と比べると未だ劣後してしまっている状況。そのような中、日本企業の収益力を向上させていくためには、①多角化・大企業のポートフォリオ経営とグループガバナンスの強化、②産業の新陳代謝の促進によるベンチャー企業の台頭、③大規模な M&A 等を通じたオープン・イノベーションを促進することが求められる。</p> <p>また、第 4 次産業革命が進展し、産業構造が変革する中において、上記の取組を通じ、成長を実現するためには、自社既存事業において人材や技術に投資するだけでは、対応しきれない。企業が変化に対応し、持続的に成長をするためには、M&A により外部の資源を機動的に取り込むことで、成長の加速、時間の短縮を図ることが重要である。</p> <p>このための取組の一つとして、自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模な M&A や成長性の高い企業による M&A など、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 令和元年 6 月「成長戦略実行計画」P14 第 1 章 基本的考え方 (5) オープン・イノベーションの推進 ③オープン・イノベーションの推進 今後は、大企業、中小企業、ベンチャー、大学等が機動的に連携するオープン・シェアード・ビジネス的なアプローチ、つまり、大企業とベンチャー企業の連携や既存企業によるベンチャー企業の買収、競合既存企業同士の協調を進める必要がある。 具体的には、事業再編の円滑化やコーポレート・ベンチャー・キャピタルの拡大、企業間の研究開発の推進などの環境整備を検討する必要がある。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱」（平成 31 年 2 月 法制審議会決定）において、自社株式等を対価とする M&A について、新たに「株式交付制度」の創設が盛り込まれており、同審議会会社法</p>			

	<p>制（企業統治等）部会において、この新たな制度が実務において活用されるためには、これに対応した税制改正が併せて行われる必要があるとの指摘もされている。</p> <p>諸外国においては、株式を対価とした株式取得による事業再編を活用しやすくすることで、事業ポートフォリオ転換やベンチャー企業による成長の加速を実現させている事例も多数出てきているところ。</p> <p>他方で、我が国における制度においては、公開買付け等を通じた任意の株式取得について、課税の繰延べを措置していないため、諸外国と比べ企業の選択肢が狭まってしまっている状況。</p> <p>我が国企業の収益性向上のため、持続的な成長に向けて自社株式等を対価に用いた他社の支配権獲得や子会社株式の買い増しを行う際の課税繰延べを諸外国同様に認めることで、グローバル競争が厳しさを増す中、我が国企業の競争力確保のために諸外国とのイコールフットイングを図り、競争環境を整備する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	経済成長 経済基盤
	政策の達成目標	自社株式等を対価とした株式取得による事業再編の円滑化措置を講じることで、大規模な M&A や成長性の高い企業による M&A など、大胆な事業再編を促進し、「攻めの経営・投資」の強化を通じた我が国企業・経済の更なる成長を図る。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	これまで対象会社の株主に課税が生じることなどが制約要因となってほとんど行われてこなかった自社株式等を対価とした株式取得による M&A について、本措置により制約要因が解消されれば、株式を対価とした大胆な事業再編が促進される。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 24 年度及び平成 25 年度において、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」の認定を受けて行う自社株対価 TOB に係る株式譲渡益に対する課税の繰延等について要望 平成 30 年度において、「産業競争力強化法」における認定を受けて行う自社株対価 M&A に係る株式譲渡益に対する課税繰延べ措置が創設
ページ	5—4